

教育長訓令

奈良県教育委員会教育長訓令第三号

教育委員会事務局
学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程(昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令
甲第一号)の一部を次のように改正する。

平成十九年十月十二日

奈良県教育委員会教育長 矢和多 忠一

第四条第二項第十四号を第十七号とし、第十号から第十三号までを三号ずつ繰り下
げ、同項第九号中「第九条の二第一項を「第二十八条第一項」に改め、同号を同項第
十号とし、同号の次に次の号を加える。

十一 地方公務員法第二十六条の二第一項に規定する修学部分休業

修学部分
時間分

高齢部分
時間分

短時間
時間

十二 地方公務員法第二十六条の三第一項に規定する高齢者部分休業

第四条第二項第八号の次に次の号を加える。

九 地方公務員の育児休業等に関する法律第十条第一項に規定する育
児短時間勤務及び同法第十七条の規定による短時間勤務

人事委員会規則

職員の育児休業等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月十二日

奈良県人事委員会規則第五号

奈良県人事委員長 岩本 平

職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第一条 職員の育児休業等に関する規則(平成四年三月奈良県人事委員会規則第十五号
)の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「場合の」を「ことができる特別の事情及び」に改め、同条中「

第二号に規定する子」を「第二号に規定する当該子」に、「育児休業計

画書」を「育児休業等計画書」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として

次の一項を加える。

条例第三条第四号の人事委員会規則で定める方法は、育児休業法その他の法律に

よる育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮すること

により子の養育を支援する方法とする。

第五条の見出し中「子」を「育児休業に係る子」に改める。

第六条の見出しを「育児休業をしている職員の職務復帰」に改める。

第七条の二中「第五条の三第一項」を「第七条第一項」に改める。

第七条の三の見出しを「育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整

」に改め、同条中「ときは、条例第六条の規定により引き続き勤務したものとみなさ

れる期間を考慮して」を「場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認

められるときは、その育児休業の期間を自分の百以下の換算率により換算して得た期

間を引き続き勤務したものとみなして」に改め、同条に次の一項を加え、同条を第七

条の四とする。

2 育児休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の

規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失うと認められるときは、

同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会を協議して、その者の号給を調整

することができる。

第七条の二の次に次の一条を加える。

(任期付職員の任用に係る通知)

第七条の三 任命権者は、次に掲げる場合には、その旨を記載した文書を交付しな

ればならない。ただし、第二号に掲げる場合において、文書の交付によらないこと
を適当と認めるときは、文書の交付に代わる適当な方法をもって文書の交付に替え
ることができる。

一 育児休業法第六条第一項の規定により任期を定めて職員を採用した場合

二 育児休業法第六条第二項の規定により任期を定めて採用された職員(次号にお

いて「任期付職員」という。)の任期を更新した場合

三 任期の満了により任期付職員が当然に退職した場合

第十二条を第十八条とする。

第十条中「第五条」を「第十二条」に改め、同条を第十七条とする。

第九条第一項及び第二項中「第五号様式」を「第六号様式」に改め、同条第三項中

「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同条を第十八条とする。

第八条第一項中「第九条の二第一項」を「第十八条第一項」に、「第四号様式

」を「第五号様式」に改め、同条第三項中「第九条の二第二項」を「第十八条第一項

」に改め、同条を第十五条とする。

第七条の四の次に次の七条を加える。

(再度の育児短時間勤務をすることができる特別の事情及び養育計画の申出)

第八条 第二項の規定は、条例第五号の人事委員会規則で定める方法

について準用する。

2 第二項第二項の規定は、条例第五号の当該子を養育するための計画につ

いて準用する。

(条例第十二条の勤務形態について人事委員会規則で定める日数及び時間)

第九条 条例第十一条の人事委員会規則で定める日数及び時間は、勤務日を引き続き

十二日を超えず、かつ、一回の勤務が十六時間を超えないものとする。

(育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続)

第十条 育児短時間勤務(育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をい

以下同じ。)の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務承認請求書(第四号

様式)により行うものとする。

2 第二項の二第二項の規定は、前項に規定する承認又は期間の延長の請求について

準用する。

(育児短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

第十一條 第五条の規定は、育児短時間勤務について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「条例第五条第一号」とあるのは、「条例第十四条第一号」と読み替えるものとする。

（育児短時間勤務に係る通知）

第十二條 任命権者は、次に掲げる場合には、職員に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならない。

一 職員の育児短時間勤務を承認する場合

二 職員の育児短時間勤務の期間の延長を承認する場合

三 育児短時間勤務の期間が満了し、育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務の承認が取り消された場合

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の任用に係る通知）

第十三條 任命権者は、次に掲げる場合には、短時間勤務職員（育児休業法第十八条第一項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に対して、その旨を記載した文書を交付しなければならない。ただし、第三号に掲げる場合において、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、文書の交付に代わる適当な方法をもって文書の交付に代えることができる。

一 育児休業法第十八条第一項の規定により職員を採用した場合

二 短時間勤務職員の任期を更新した場合

三 任期の満了により短時間勤務職員が当然に退職した場合

（育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員についての給与の特例）

第十四條 短時間勤務職員の給料月額額は、部内の他の職員との均衡を考慮して任命権者が決定する額とする。

第一号様式から第四号様式までを次のように改める。

第1号様式（第3条関係）

育児休業等計画書

（任命権者）	提出年月日	平成	年	月	日
	職 所	区			
	職 氏名	(印)			

職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第11条第5号の規定に基づき、再度の育児休業又は育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児休業等計画について下記のとおり提出し、上記の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに届け出ます。

1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務
2 請求に係る子	子 の 氏 名	
	生年月日	平成 年 月 日 生
3 請求者の計画	請 求 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
	再 度 の 請 求 予 定 期 間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
4 配偶者の養育計画	配 偶 者 の 氏 名	
	子を養育するための方法	<input type="checkbox"/> 育児休業以外の休業・休職 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務 <input type="checkbox"/> その他()
5 備 考		

(注) ① 育児休業等計画書は、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の場合）提出し、記載事項に育児休業又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入する。欄には、育児休業承認請求書又は育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間の終了日の翌日から再度の請求予定期間の初日までの期間における子を養育するための方法を記入する。提出する場合は、「2 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。変更の届出の際は、印を記入すること。

第2号様式（第3条の2関係）

育児休業承認請求書

（任命権者）	請求年月日	平成	年	月	日
	職 所	区			
	請求者 氏 名	(印)			

下記のとおり育児休業の承認を請求します。 職 氏名 (印)

1 請求に係る子	2 請求者以外の子の親
氏 名	氏 名
続 柄	子との同・別居 <input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 <input type="checkbox"/>
生年月日	平成 年 月 日生
	就業の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
3 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 <input type="checkbox"/> 育児休業の期間の延長
	（再度の育児休業又は育児短時間勤務の期間の再度の延長を記入）
4 請求期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
5 既に育児休業をした期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
6 備 考	

(注) ① この請求書（育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者の続柄及び生年月日並びに出生後（医師又は助産師が発行する出生（陣）証明書、母子健康手帳の出生年月日の出生前）に該当する場合は、出生後、速やかに発行した「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書の添付は、出生後、速やかに行うこと。② 「6 備考」欄には、①請求に係る子以外に子を養育する場において、その氏名、請求者との続柄及び生年月日、②請求に係る子の養育の承認を受けている場合は、養育者の氏名、請求承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。③ 該当する場合は、印を記入すること。

※ 所属長記入欄

受理年月日	平成 年 月 日	<input type="checkbox"/> 承認	<input type="checkbox"/> 不承認
決裁年月日	平成 年 月 日		
決 裁 欄		職 氏名 (印)	

第3号様式 (第5条関係)

養育状況変更届

平成 年 月 日 届出

養育状況変更届

養育者 氏名 _____ 職・氏名 _____

所 属 _____

職・氏名 _____

次のおり 育児短期勤務に係る子の養育の状況について変更が生じたので届出します。
部分休業等

育児休業等に係る子を養育しなくなった。
 同居しなくなった。 負債・疾病 記述できるようになった。
 その他 (_____)
 育児休業等に係る子を配偶者が養育できることとなった。
 育児休業等に係る子が死亡した。
 育児休業等に係る子と離縁した(養子縁組の取消しを含む)。
 育児休業等に係る子との親族関係が特別養子縁組により終了した。
 その他 (_____)

発生日 平成 年 月 日

(注)該当する口には√印を記入すること。

第4号様式 (第10条関係)

育児短期勤務承認申請書

(任命権者) _____ 請求年月日 平成 年 月 日

養育者 氏名 _____ 請求者 所 属 _____

職・氏名 _____

下記のおり 育児短期勤務の承認を請求します。 職・氏名 _____

1 請求に係る子

氏名	氏名	氏名	氏名
姓	子との同・別居	別居	別居
生年月日	平成 年 月 日生	就業の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>

2 請求者以外の子の親

3 請求の内容

育児短期勤務の承認 育児短期勤務の期間の延長

再度の育児短期勤務の承認 (再度の育児短期勤務が必要なる事を記入)

4 請求期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

5 勤務の形態 週 時間勤務 第1号 第2号 第3号 第4号 第5号 第6号 第7号 第8号 第9号 第10号 第11号 第12号 第13号 第14号 第15号 第16号 第17号 第18号 第19号 第20号 第21号 第22号 第23号 第24号 第25号 第26号 第27号 第28号 第29号 第30号 第31号 第32号 第33号 第34号 第35号 第36号 第37号 第38号 第39号 第40号 第41号 第42号 第43号 第44号 第45号 第46号 第47号 第48号 第49号 第50号 第51号 第52号 第53号 第54号 第55号 第56号 第57号 第58号 第59号 第60号 第61号 第62号 第63号 第64号 第65号 第66号 第67号 第68号 第69号 第70号 第71号 第72号 第73号 第74号 第75号 第76号 第77号 第78号 第79号 第80号 第81号 第82号 第83号 第84号 第85号 第86号 第87号 第88号 第89号 第90号 第91号 第92号 第93号 第94号 第95号 第96号 第97号 第98号 第99号 第100号 第101号 第102号 第103号 第104号 第105号 第106号 第107号 第108号 第109号 第110号 第111号 第112号 第113号 第114号 第115号 第116号 第117号 第118号 第119号 第120号 第121号 第122号 第123号 第124号 第125号 第126号 第127号 第128号 第129号 第130号 第131号 第132号 第133号 第134号 第135号 第136号 第137号 第138号 第139号 第140号 第141号 第142号 第143号 第144号 第145号 第146号 第147号 第148号 第149号 第150号 第151号 第152号 第153号 第154号 第155号 第156号 第157号 第158号 第159号 第160号 第161号 第162号 第163号 第164号 第165号 第166号 第167号 第168号 第169号 第170号 第171号 第172号 第173号 第174号 第175号 第176号 第177号 第178号 第179号 第180号 第181号 第182号 第183号 第184号 第185号 第186号 第187号 第188号 第189号 第190号 第191号 第192号 第193号 第194号 第195号 第196号 第197号 第198号 第199号 第200号 第201号 第202号 第203号 第204号 第205号 第206号 第207号 第208号 第209号 第210号 第211号 第212号 第213号 第214号 第215号 第216号 第217号 第218号 第219号 第220号 第221号 第222号 第223号 第224号 第225号 第226号 第227号 第228号 第229号 第230号 第231号 第232号 第233号 第234号 第235号 第236号 第237号 第238号 第239号 第240号 第241号 第242号 第243号 第244号 第245号 第246号 第247号 第248号 第249号 第250号 第251号 第252号 第253号 第254号 第255号 第256号 第257号 第258号 第259号 第260号 第261号 第262号 第263号 第264号 第265号 第266号 第267号 第268号 第269号 第270号 第271号 第272号 第273号 第274号 第275号 第276号 第277号 第278号 第279号 第280号 第281号 第282号 第283号 第284号 第285号 第286号 第287号 第288号 第289号 第290号 第291号 第292号 第293号 第294号 第295号 第296号 第297号 第298号 第299号 第300号 第301号 第302号 第303号 第304号 第305号 第306号 第307号 第308号 第309号 第310号 第311号 第312号 第313号 第314号 第315号 第316号 第317号 第318号 第319号 第320号 第321号 第322号 第323号 第324号 第325号 第326号 第327号 第328号 第329号 第330号 第331号 第332号 第333号 第334号 第335号 第336号 第337号 第338号 第339号 第340号 第341号 第342号 第343号 第344号 第345号 第346号 第347号 第348号 第349号 第350号 第351号 第352号 第353号 第354号 第355号 第356号 第357号 第358号 第359号 第360号 第361号 第362号 第363号 第364号 第365号 第366号 第367号 第368号 第369号 第370号 第371号 第372号 第373号 第374号 第375号 第376号 第377号 第378号 第379号 第380号 第381号 第382号 第383号 第384号 第385号 第386号 第387号 第388号 第389号 第390号 第391号 第392号 第393号 第394号 第395号 第396号 第397号 第398号 第399号 第400号 第401号 第402号 第403号 第404号 第405号 第406号 第407号 第408号 第409号 第410号 第411号 第412号 第413号 第414号 第415号 第416号 第417号 第418号 第419号 第420号 第421号 第422号 第423号 第424号 第425号 第426号 第427号 第428号 第429号 第430号 第431号 第432号 第433号 第434号 第435号 第436号 第437号 第438号 第439号 第440号 第441号 第442号 第443号 第444号 第445号 第446号 第447号 第448号 第449号 第450号 第451号 第452号 第453号 第454号 第455号 第456号 第457号 第458号 第459号 第460号 第461号 第462号 第463号 第464号 第465号 第466号 第467号 第468号 第469号 第470号 第471号 第472号 第473号 第474号 第475号 第476号 第477号 第478号 第479号 第480号 第481号 第482号 第483号 第484号 第485号 第486号 第487号 第488号 第489号 第490号 第491号 第492号 第493号 第494号 第495号 第496号 第497号 第498号 第499号 第500号 第501号 第502号 第503号 第504号 第505号 第506号 第507号 第508号 第509号 第510号 第511号 第512号 第513号 第514号 第515号 第516号 第517号 第518号 第519号 第520号 第521号 第522号 第523号 第524号 第525号 第526号 第527号 第528号 第529号 第530号 第531号 第532号 第533号 第534号 第535号 第536号 第537号 第538号 第539号 第540号 第541号 第542号 第543号 第544号 第545号 第546号 第547号 第548号 第549号 第550号 第551号 第552号 第553号 第554号 第555号 第556号 第557号 第558号 第559号 第560号 第561号 第562号 第563号 第564号 第565号 第566号 第567号 第568号 第569号 第570号 第571号 第572号 第573号 第574号 第575号 第576号 第577号 第578号 第579号 第580号 第581号 第582号 第583号 第584号 第585号 第586号 第587号 第588号 第589号 第590号 第591号 第592号 第593号 第594号 第595号 第596号 第597号 第598号 第599号 第600号 第601号 第602号 第603号 第604号 第605号 第606号 第607号 第608号 第609号 第610号 第611号 第612号 第613号 第614号 第615号 第616号 第617号 第618号 第619号 第620号 第621号 第622号 第623号 第624号 第625号 第626号 第627号 第628号 第629号 第630号 第631号 第632号 第633号 第634号 第635号 第636号 第637号 第638号 第639号 第640号 第641号 第642号 第643号 第644号 第645号 第646号 第647号 第648号 第649号 第650号 第651号 第652号 第653号 第654号 第655号 第656号 第657号 第658号 第659号 第660号 第661号 第662号 第663号 第664号 第665号 第666号 第667号 第668号 第669号 第670号 第671号 第672号 第673号 第674号 第675号 第676号 第677号 第678号 第679号 第680号 第681号 第682号 第683号 第684号 第685号 第686号 第687号 第688号 第689号 第690号 第691号 第692号 第693号 第694号 第695号 第696号 第697号 第698号 第699号 第700号 第701号 第702号 第703号 第704号 第705号 第706号 第707号 第708号 第709号 第710号 第711号 第712号 第713号 第714号 第715号 第716号 第717号 第718号 第719号 第720号 第721号 第722号 第723号 第724号 第725号 第726号 第727号 第728号 第729号 第730号 第731号 第732号 第733号 第734号 第735号 第736号 第737号 第738号 第739号 第740号 第741号 第742号 第743号 第744号 第745号 第746号 第747号 第748号 第749号 第750号 第751号 第752号 第753号 第754号 第755号 第756号 第757号 第758号 第759号 第760号 第761号 第762号 第763号 第764号 第765号 第766号 第767号 第768号 第769号 第770号 第771号 第772号 第773号 第774号 第775号 第776号 第777号 第778号 第779号 第780号 第781号 第782号 第783号 第784号 第785号 第786号 第787号 第788号 第789号 第790号 第791号 第792号 第793号 第794号 第795号 第796号 第797号 第798号 第799号 第800号 第801号 第802号 第803号 第804号 第805号 第806号 第807号 第808号 第809号 第810号 第811号 第812号 第813号 第814号 第815号 第816号 第817号 第818号 第819号 第820号 第821号 第822号 第823号 第824号 第825号 第826号 第827号 第828号 第829号 第830号 第831号 第832号 第833号 第834号 第835号 第836号 第837号 第838号 第839号 第840号 第841号 第842号 第843号 第844号 第845号 第846号 第847号 第848号 第849号 第850号 第851号 第852号 第853号 第854号 第855号 第856号 第857号 第858号 第859号 第860号 第861号 第862号 第863号 第864号 第865号 第866号 第867号 第868号 第869号 第870号 第871号 第872号 第873号 第874号 第875号 第876号 第877号 第878号 第879号 第880号 第881号 第882号 第883号 第884号 第885号 第886号 第887号 第888号 第889号 第890号 第891号 第892号 第893号 第894号 第895号 第896号 第897号 第898号 第899号 第900号 第901号 第902号 第903号 第904号 第905号 第906号 第907号 第908号 第909号 第910号 第911号 第912号 第913号 第914号 第915号 第916号 第917号 第918号 第919号 第920号 第921号 第922号 第923号 第924号 第925号 第926号 第927号 第928号 第929号 第930号 第931号 第932号 第933号 第934号 第935号 第936号 第937号 第938号 第939号 第940号 第941号 第942号 第943号 第944号 第945号 第946号 第947号 第948号 第949号 第950号 第951号 第952号

第5号様式(第15条関係)

第3分 休業等承認申請書

(任命権者) 請求年月日 平成 年 月 日

職名 所 属

職・氏名

下記のとおり部分休業等の承認を請求します。

1 請求に係る子

2 請求者以外の子の親

氏 名 氏 名

姓 姓

子との関係・別居 同居 別居

生年月日 平成 年 月 日生 就業の有無 有 無

3 休業する前 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで

4 1週間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 時間 分/1週

2週間の 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 時間 分/2週

3週間の 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 時間 分/3週

4 当該の 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 時間 分/1週

休業時間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 時間 分/1週

5 1週間当たりの休業時間の内取

6 備考

(注) (1) この申請書は、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を記載する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出簿別紙、住民票の写し等)を添付すること(同じでも可)。

(2) 請求に係る子について、請求以外の当該子の親が部分休業等の運用を認めている場合には、別紙によること。

(3) 休業地区について、裏面に記載すること。

(4) 「4.1週間当たりの休業時間」欄及び裏面に記入しなければならない場合には、別紙によること。

(5) 該当する□には、印を記入すること。

※ 所定様式記入欄

受理年月日 平成 年 月 日 承認 不承認

決裁年月日 平成 年 月 日

決 裁 者

職・氏名

(裏面)

1週間当たりの休業時間の内取	① 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		② 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		③ 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで	
	左を記入する休業時間	時間 分/1週	左を記入する休業時間	時間 分/1週	左を記入する休業時間	時間 分/1週
毎 日	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分
月	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分
火	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分
水	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分
木	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分
金	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分	午後 時 分～ 午後 時 分	時 分
1週間当たりの休業時間数	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第一条 給料の調整額に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十八条の五第五項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第五項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第五項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「その額に職員を」の額に職員に、「(第二第三項を)以下この項において「勤務時間条例」という。(第二第三項に、「第四項を」第五項に改め、「得た数を」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をして、」の項において「育児短時間勤務職員等」という。)にあつては、その額に勤務時間条例第三第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれを、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び育児短時間勤務職員等」を加える。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第三条 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年三月奈良県人事委員会規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第二十八条の五第五項又は第二十八条の六第一項の規定により採用された職員にあつては、」を「第二十八条の四第一項、第二十八条の五第五項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第五項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつては、」第二第三項「を」以下この項において「勤務時間条例」という。(第二第三項に、「第四項を」第五項に改め、「得た数を」の下に、「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十条第一項に規定する育児短時間勤務をして、」職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に勤務時間条例第二第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれを」を加える。

附則第三項第三号中「第四条第六号」を「第四条第一項第七号」に、「第四条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第四条 給料等の支給に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「特勤条例」という。の下に、「職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下「育児休業条例」とい。)」を加える。
第一条の二を次のように改める。

(長時間勤務職員の給料月額計算)

第一条の二 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもつて当該職員の給料月額とする。

一 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十二号)第二十八条の四第一項第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの
条例第六条の二

二 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」とい。)(第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 育児休業条例第十七条(育児休業条例第二十二号において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた条例第六条第二項 第三項 第五項若しくは第十項 育児休業条例第十八条(育児休業条例第二十二号において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた任期付条例第七條第二項又は育児休業条例第十九条(育児休業条例第二十二号において準用する場合を含む。))の規定により読み替えられた一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十五号 第五條第三項)

三 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員 育児休業条例第二十四條

四 任期付条例第四条の規定により採用された職員 任期付条例第十條第二項 第六條第一項第三号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」とい。)」を「育児休業法」に改める。

第十九條第三項中「第十二條の二十三ただし書」を「第十三條の二十三第一項ただし

し書」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第五条 管理職手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「定める額」の下に、「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号) 第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。
(管理職手当に関する規則の一部改正)

第六条 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十九年三月奈良県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「経過措置基準額」を「経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号) 第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)に改める。
(初任給調整手当に関する規則の一部改正)

第七条 初任給調整手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項中「掲げる額」の下に、「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号) 第十條第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」とい。))にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」とい。)) 第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り

捨てた額とする。))」を加える。

附則第九項中「掲げる額」の下に、「(育児短時間勤務職員等にあつては、その額に勤務時間条例第三條第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。
(通勤手当に関する規則の一部改正)

第八条 通勤手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第九条の三の見出し中「再任用短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第十二條の六第二項第一号」の下に、「職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号) 第十七條 同条例第二十二條において準用する場合を含む。)、第二十五條第二項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号) 第十二條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を加える。
(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第九条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二十五條」の下に、「職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下「育児休業条例」とい。)) 第二十五條第一項又は一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号。以下「任期付職員条例」とい。)) 第一條第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定を加え、同条第六号中「職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月奈良県条例第二十九号。以下「育児休業条例」とい。)) 第五條の第三項」を「育児休業条例第七條第一項」に改める。

第五条の四第二項第一号中「一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年十二月奈良県条例第二十四号)」を「任期付職員条例」に改め、同条第一項中「給料額に乘ずる」を「百分の二十五を超えない範囲内で人事委員会規則で定める」に改める。

第六條第一項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員(以下「育児短時間勤務職員等」という。)として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率(育児休業法第十七条の規定により読み替えられた条例第六十二条第二項に規定する算出率をいう。第十二条第二項第四号において同じ。)を乗じて得た期間を控除して得た期間の二分の一の期間

第八条中「それぞれ同号に」を「同号に」に改め、同条第五号中「第五条の(第二項)」を「第七条第二項」に改める。

第十二条第二項中「第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、同項第八号中「第九条の(第二項)」を「第二十八条第一項」に改め、同項中「第九号」とし、第四号から第七号までを「号すつ」繰り下げ、第三号の次に次の「号」を加える。

四 育児短時間勤務職員等として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間

第十二条第三項中「第四号から第八号まで」を「第五号から第九号まで」に改める。別表第一任期付職員給料表の項中「以上の給料月額」を「以上の号給」に、「二号給の給料月額」を「三号給」に、「一号給の給料月額」を「二号給」に改め、同表任期付研究員給料表の項中「以上の給料月額」を「以上の号給」に、「三号給の給料月額」を「二号給」に、「一号給の給料月額」を「二号給」に改める。

(義務教育等教員特別手当に関する規則の一部改正)
第十条 義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年十二月奈良県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第二十八条の五第一項若しくは第二十八条の六第二項」を「第二十八条の四第一項 第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるものにあつてはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。)(第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員)にあつてはその額に勤務時間

条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に改め、「以下この項において「任期付条例」という。」を削り、「にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「任期付条例」という。)(平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。)(第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員)にあつてはその額に勤務時間

条例第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第十八条第一項に改め、「以下この項において「任期付条例」という。」を削り、「にあつては、その額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「任期付条例」という。)(平成七年三月奈良県条例第二十九号。以下「勤務時間条例」という。)(第三条第三項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員)にあつてはその額に勤務時間

「得た数」の下に「それぞれ」を加える。
(教職調整額の支給方法等に関する規則の一部改正)
第十一条 教職調整額の支給方法等に関する規則(昭和四十六年十二月奈良県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「占める職員」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第十条第一項に規定する育児短時間勤務をしている職員)及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正)
第十二条 職員の特殊勤務手当に関する規則(昭和三十二年十月奈良県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条の二十三第一項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項の規定により採用された職員」を「第二十八条の四第一項 第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第一項若しくは第二項の規定により採用された職員で同法第十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「規定は、」の下に「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第二条第二項)を加え、「第三条第二項」を「第三条第三項」に、「第三条第三項」を「第三条第四項」に改める。

(平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則の一部改正)
第十三条 平成十八年改正条例附則第七条の規定による給料に関する規則(平成十八年三月奈良県人事委員会規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第九号エ中「平成三年法律第百十号」の下に「以下「育児休業法」という。」を加え、同条第十号中「第六号」を「第八号」に改め、同条第十二号中「又は第二項」を「又は第三項」に改める。

第二条第九号エ中「平成三年法律第百十号」の下に「以下「育児休業法」という。」を加え、同条第十号中「第六号」を「第八号」に改め、同条第十二号中「又は第二項」を「又は第三項」に改める。

第二条中「第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の「号」を加える。

五 切替日以降に育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)を始めた職員
第四条第一項第四号中「第六号」を「第七号」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「第二号第一項」を「第二号第三項」に改め、「同条第一項」の下に「又は第五項」を、「得た額」の下に「その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額」を加え、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の「号」を加える。

五 育児短時間勤務を始めた場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額
イ 育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額に、勤務時間条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項又は第五項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

ロ イに掲げる職員以外の職員 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額

(職員勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)
第十四条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

第六条の次に次の「号」を加える。
(育児短時間勤務職員等についての適用除外)
第六条の二 第二号の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)(第十条第一項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)(の承認を受けた職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))には適用しない。

第八条の次に次の「号」を加える。
(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第八条の次に次の「号」を加える。
(育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合)

第八条の二 勤務時間条例第九条第一項の人事委員会規則で定める場合は、第七条第一項第三号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に従事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第四十一条第三項の許可（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十号）第五十八条第五項の規定により人事委員会が行うものを含む。）を受けた勤務の内容に適合するように当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 勤務時間条例第九条第二項の人事委員会規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。

第九条第二項中「（昭和二十五年法律第二百六十号）」を削り、「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第十一条第一項中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等」に改め、同条第二項中「二十日に短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数（一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日）」との勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、百六十時間に勤務時間条例第三条第二項又は第三項の規定に基づき定められた短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、一日当たりの平均勤務時間数を一日として日に換算して得た」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる」に、「とする」を「とする」に改め、「（昭和二十二年法律第四十九号）」を削り、同項に次の二号を加える。

一 斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に斉一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不斉一型短時間勤務職員（再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百六十時間に勤務時間条例第三条第二項から第四項までの規定に基づき定められた不斉一型短時間勤務職員の勤務時間を四十時間で除して得た数を乗じて得た時間数を、八時間を一として日に換算して得た日数

第十一条第三項中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等」に改め、同条第四項及び第五項中「短時間勤務職員」を「再任用短時間勤務職員等」に改める。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるべき当該変更の日以後における職員の年次有給休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては前条第一項から第三項までに規定する年次有給休暇の日数に次条の規定により当該年の前年から繰り越された年次有給休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該日数から当該年において当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにあつては当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更の日の前日までに使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、次の各号に掲げる率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数とする。）

一 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一である育児短時間勤務（以下この条において「斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする斉一型育児短時間勤務を始める場合又は育児短時間勤務職員等が斉一型育児短時間勤務若しくは斉一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における一週間ごとの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間ごとの勤務日の日数で除して得た率

二 再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等以外の職員が斉一型育児短時間勤務以外の育児短時間勤務（以下この条において「不斉一型育児短時間勤務」という。）を始める場合、不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き勤務形態を異にする不斉一型育児短時間勤務を始める場合又は不斉一型育児短時間勤務若しくは不斉一型短時間勤務（育児休業法第十七条の規定による短時間勤務のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。次号において同じ。）を終える場合、勤務形態の変更後における一週間ごとの勤務日の日数を当該勤務形態の変更前における一週間ごとの勤務日の日数で除して得た率

三 斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き不斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

四 不斉一型育児短時間勤務をしている職員が引き続き斉一型育児短時間勤務を始める場合、勤務形態の変更後における勤務日ごとの勤務時間の時間数を八時間とみなした場合の一週間当たりの勤務時間の時間数を当該勤務形態の変更前における一週間当たりの勤務時間の時間数で除して得た率

第十二条第一項中「二十日」の下に「第十一条第一項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数」を、「残日数」の下に「当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、一日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。」を加える。

第十三条第一項中「第十一条第一項に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項を第二項とし、第二項に次の一項を加える。

2 一時間を単位としてとる年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間

二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

イ 育児休業法第十条第一項第一号 四時間

ロ 育児休業法第十条第一項第二号 五時間

第十三条第二項中「二十日」の下に「第十一条第一項各号に掲げる職員にあっては、同項の規定による日数」を、「残日数」の下に「当該年の翌年の初日に勤務形態が変更される場合にあつては、当該残日数に前条各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる率を乗じて得た日数とし、一日未満の端数があるときはこれを切り捨てた日数とする。」を加える。

第十三条第一項中「第十一条第一項に規定する一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員」を「不斉一型短時間勤務職員」に改め、同項後段を削り、同条中第二項を第四項とし、第一項を第二項とし、第二項に次の一項を加える。

2 一時間を単位としてとる年次有給休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって一日とする。

一 次号から第四号までに掲げる職員以外の職員 八時間

二 育児休業法第十条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務形態の育児短時間勤務職員等 次に掲げる規定に掲げる勤務形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

イ 育児休業法第十条第一項第一号 四時間

ロ 育児休業法第十条第一項第二号 五時間

